

## 企業等連携事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、県民主体の地域社会づくりをさらに推進するため、社会貢献活動に取り組む県内の民間企業等（以下「提案者」という。）から、広く県民サービスの向上や地域活性化に繋がる社会貢献活動で、県やNPOとの新たな連携・協働に関する提案を募集することにより、企業の社会貢献活動を促進するとともに、企業とNPOとの連携・協働を促進して、地域課題の解決に向けた持続可能な活動を推進していくための仕組みづくりを目的とした企業等連携事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (募集する提案)

第2条 募集する提案は、企業の社会的責任（CSR）により取り組む、営利を目的とせず、広く県民サービスの向上や地域活性化に繋がる社会貢献活動であって、次のいずれかに該当するものとする。

#### (1) NPOとの新たな連携・協働に関する提案

社会貢献活動の幅を広げるため、NPOの持つ資源（専門性、機動力、ネットワーク等）の活用を希望するもの

#### (2) 県との新たな連携・協働に関する提案

社会貢献活動の実効性を高めるため、県の持つ資源（ノウハウ、マンパワー、ネットワーク等）の活用を希望するもの

ただし、上記（1）、（2）ともに、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

ア 営利を目的としたもの

イ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの

ウ 政治、宗教、選挙活動

エ 公序良俗に反するもの

### (提案者の要件)

第3条 愛媛県内に本支店等を有する民間事業所及び民間事業所を会員とする団体とする。ただし、個人事業者をのぞく。

### (提案方法)

第4条 提案者は、提案シート（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、知事に提出するものとする。

### (募集期間)

第5条 提案募集及び提案受付期間は通年とする。

### (提案の具体化)

第6条 提出のあった提案については、男女参画・県民協働課がNPO活動の紹介やNPOとのマッチングを支援するほか、県の関係部局等との調整を行い、必要に応じて提案者と県担当課との間で提案内容に関する意見交換を実施する等、提案者との具体的な協議を行う。

### (公表・広報等)

第7条 提出のあった提案は、協議が整った時点でその内容を公表するとともに、県ホームページで事業内容のPRを行う等広く県民に周知する。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。